

# 能美市建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

平成21年3月30日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設工事の受注者が、能美市(以下「発注者」という。)と請負契約を締結したことによって生じた権利のうち、能美市財務規則(平成17年規則第32号。以下「規則」という。)第165条ただし書及び能美市建設工事標準請負契約約款(平成17年能美市告示第4号。以下「契約約款」という。)第5条第1項ただし書に定める工事請負代金債権の譲渡(以下「債権譲渡」という。)を承諾する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該建設工事の出来形が原則として40%以上であること。ただし、契約約款第35条第3項の規定に基づく中間前払金の支払を受けた工事の出来形は60%以上であること。
- (2) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないこと。

(債権譲渡の範囲)

第3条 債権譲渡の額は、当該請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負工事契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、売掛債権担保融資保証制度との併用は、認めないものとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、株式会社北國銀行、株式会社北陸銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、金沢信用金庫、のと共栄信用金庫、はくさん信用金庫、興能信用金庫、石川県総合建設業協同組合及び株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡承諾願)

第5条 受注者が譲受人に債権譲渡しようとするときは、市長に、債権譲渡承諾願(様式第1号)を提出するものとする。

2 発注者は第1項の債権譲渡承諾願の提出があった日以降は、契約約款第35条第3項の規定に基づく中間前払金及び契約約款第38条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡について発注者の承諾が得られなかった場合はこの限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第6条 発注者は、前条第1項の債権譲渡承諾願の提出があったときは、実情を調査し、適当であると認めたときは、管財課長を経由し会計管理者の承認を得て、債権譲渡を承諾することができる。

2 前項において、債権譲渡を承諾した場合は、会計管理者は、債権譲渡整理簿に当該工事を記載し、債権譲渡承諾書(様式第2号)を債権譲渡人及び債権譲受人に1通ずつ交付しなければならない。

(債権譲渡契約)

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書(様式第3号)に債権譲渡契約書(様式第4号)の写しを添えて、直ちに発注者に通知しなければならない。

(債権譲渡整理簿等)

第8条 会計管理者は債権譲渡を承諾した請負契約の内容に変更が生じた場合は債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第5条に定める債権譲渡承諾願等の提出がない場合又は債権譲渡承諾願等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適當な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、発注者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書を交付するものとする。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 54 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日告示第 39 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 債権譲渡承諾願

年 月 日

（発注者）

能美市長 様

受注者

（譲渡人） 住所

氏名

（譲受人） 住所

氏名

受注者（以下、甲という）が能美市長（貴殿）に対して有する基本契約〔貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約〕に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇（以下、乙という）に譲渡することにつき、能美市建設工事標準請負契約約款（以下、契約約款という）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようお願い申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、契約約款第42条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

### 記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2) 前払金額 金 円

－(3) 中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

（注意）保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書を添付すること

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

〔甲〕\_\_\_\_\_御中

〔乙〕\_\_\_\_\_御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、能美市建設工事標準請負契約約款（以下、契約約款という）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって契約約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

### 記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第48条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾願4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
2. 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

能美市長

## 債権譲渡契約通知書

年 月 日

（発注者）

能美市長 様

受注者

（譲渡人） 住所

氏名

（譲受人） 住所

氏名

年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人△△△△△が発注者（貴殿）に対して有する下記工事請負代金債権について、譲受人〇〇〇〇〇に譲渡致しましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は〇〇〇〇〇の下記振込口座にお振込下さい。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

### [譲渡債権の表示]

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2) 前払金額 金 円

－(3) 中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

### [振込口座]

1. 振込希望金融機関名 〇〇銀行▲▲本支店  
2. 預金の種別、口座番号 ××預金×××××××  
3. 口座名義 (ふりがな)  
××××

## 債権譲渡契約書

△△△△△（以下、甲という）と〇〇〇〇〇（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

### （譲渡債権）

第1条 甲と能美市長（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

(3) 契 約 日 年 月 日

(4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、能美市建設工事標準請負契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書第48条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

### （担保責任）

第2条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

### （禁止事項）

第3条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

### （被担保債権）

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証

事業会社という)が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約(以下、金融保証契約という)に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権(以下、保証事業会社の債権という)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第5条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額(以下、残余金という)について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第6条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第7条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。



(受益の意思表示)

第9条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第10条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第11条 甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第12条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人 (甲) 住 所  
△△△△△  
代表取締役 □□ □□ 印

債権譲受人 (乙) 住 所  
○○○○○  
代表理事 □□ □□ 印

